

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年2月8日（平成28年（行情）諮問第79号）

答申日：平成28年6月16日（平成28年度（行情）答申第124号）

事件名：特定箇所における崩落を放置し続けている特定河川国道事務所の責任者の氏名及び役職が分かる文書等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件対象文書1」という。）及び別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、「開示請求時点の特定河川国道事務所の責任者の氏名及び役職が分かる文書」を探索、特定した上で、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、近畿地方整備局長（以下「処分庁」という。）が行った平成26年10月21日付け国近整総情第2593号による不開示決定（以下「原処分1」という。）及び同年11月19日付け国近整総情第3067号による不開示決定（以下「原処分2」といい、原処分1と併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 原処分1に対する審査請求（審査請求1）

国道42号沿いの本件現場における落石・土砂崩れによる死傷者事故の発生時に、その責任回避を目的とした不開示決定であるが、審査請求人には本件現場が「安全である。」として、崩落を放置し続けている責任者氏名及びその役職について知る権利がある。

本件現場である特定地内国道42号沿いにおいて、その証拠として残すため総務省行政評価局行政相談課を通して、落石・土砂崩れについて現場落石・土砂崩れの写真付きでその放置状況について再三苦情申立てしているが、岩石風化を起こしている現場状況を完全

に無視し、その都度何ら根拠もなく「安全だ」「安全だ」の繰り返しとなっているため。

本当に安全であるなら崩落事故など起きるはずもないのであるから、その責任者は名乗り出るべきである。

イ 原処分2に対する審査請求（審査請求2）

本件現場国道42号への崩落事故の危険性を十分に確認しておきながら、「安全だ。」として、落石・土砂崩れを放置し、無視し続けている特定河川国道事務所職員の責任者の氏名及びその役職が分かる情報について、包み隠さず、開示すべきである。

特定年月日、本件現場において、総務省行政評価局（本省）の職員2名と特定河川国道事務所の職員らに岩盤の亀裂、岩石風化、落石等の危険性の現状確認を行っており、又同事務所職員の確認状況については録画も行っている。本件不開示決定は、大規模崩落事故が発生した場合の責任回避を目的とするものであるが、審査請求人には、本件崩落事故によって死傷事故が発生した場合の責任者である同事務所職員の氏名及びその役職について「知る権利」があるため。

(2) 意見書

審査請求人から平成28年2月28日付け（同年3月2日受付）で意見書が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

審査請求人は、法に基づき、処分庁に対して、本件対象文書1及び本件対象文書2の開示を求めたものである。

上記開示請求を受けて、処分庁は、本件対象文書1の不存在を理由とする不開示決定（原処分1）及び本件対象文書2の不存在を理由とする不開示決定（原処分2）を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書1及び本件対象文書2が存在するはずである旨を主張する審査請求1及び審査請求2（以下、併せて「本件審査請求」という。）を提起したものである。

2 道路管理について

道路法（昭和27年法律第180号）42条1項において、「道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない」と規定されており、この一環として、道路管理者は定期的に道路を巡回し、異常が見つければ、一般交通に支障を及ぼさないよう対応することになっている。

3 原処分に対する諮問庁の考え方について

審査請求人は、本件対象文書は存在するはずである旨の主張をしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

審査請求人は、特定個所において落石・土砂崩れ等により国道42号への崩落が起きていることを前提に本件開示請求をしているが、処分庁は、特定個所において国道の一般交通に支障を及ぼす又はその危険性のある崩落は確認していない。

また、特定河川国道事務所は、上記2に従い、国道の一般交通に支障がないよう定期的に道路の巡回・点検業務を行っている。

したがって、特定個所において国道の一般交通に支障を及ぼすような崩落及びその危険性を確認していない状況で、特定河川国道事務所は、通常行うべき定期的な巡回・点検業務及び必要に応じた点検業務を行っており、特定個所における落石・土砂崩れ等による国道42号への崩落を放置又は無視しているとはいえ、放置又は無視している同事務所の責任者は存在しないことから、処分庁は本件対象文書を保有しているとは認められない。

4 結論

以上のことから、諮問庁としては、処分庁が本件対象文書を不存在を理由に不開示とした原処分は妥当であると考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年2月8日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月2日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年4月25日 審議
- ⑤ 同年5月23日 審議
- ⑥ 同年6月14日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めたものであり、処分庁は、本件対象文書について、不存在を理由として不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対して審査請求人は、本件対象文書は存在するはずであるとして原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は、理由説明書において、本件対象文書を保有していないことについて、おおむね以下のように説明している。

ア 審査請求人が指摘する国道42号線の特定箇所において、国道の一

般交通に支障を及ぼす又はその危険性のある崩落の事実は確認していない。

イ 特定河川国道事務所は、通常行うべき定期的な巡回・点検業務及び必要に応じた点検業務を行っているところ、審査請求人が指摘する国道42号線の特定箇所における落石・土砂崩れ等による国道の一般交通に支障を及ぼす又はその危険性のある崩落の事実それ自体を確認していないことから、これを放置又は無視することは有り得ない。

ウ したがって、落石・土砂崩れを放置又は無視している特定河川国道事務所の責任者は存在しないことから、処分庁は本件対象文書を保有しているとは認められない。

(2) 諮問庁は、国道42号線の特定箇所における落石・土砂崩れ等を放置又は無視している特定河川国道事務所の責任者は存在しないから本件対象文書は保有していない旨説明するが、特定河川国道事務所の責任者が複数いるとは思われないので、本件開示請求の趣旨は、特定河川国道事務所の責任者の中から放置又は無視している責任者を選定して、その責任者の氏名及び役職が分かる文書の開示を求めているものとは解されない。したがって、「放置し続けている」又は「無視し続けている」といった記載は、開示請求の対象となる文書を特定・限定するための文言ではなく、「審査請求人が総務省行政評価局に行政相談を行った案件に対し、特定河川国道事務所が開示請求時点まで満足のいく対応をしていない」という審査請求人の評価・意見を述べているにすぎず、結局、本件開示請求は、特定河川国道事務所の対応に不満を持つ審査請求人が、開示請求時点の同事務所の責任者の氏名及び役職が分かる文書の開示を求めているものと解するのが相当である。

(3) 以上のとおり、本件対象文書は、開示請求時点の特定河川国道事務所の責任者の氏名及び役職が分かる文書と解すべきところ、そうであれば、近畿地方整備局において、これに該当する何らかの文書を保有しているはずであるから、探索、特定した上で、改めて開示決定等をすべきである。

3 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、「開示請求時点の特定河川国道事務所の責任者の氏名及び役職が分かる文書」を探索、特定した上で、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙（本件対象文書）

- 1 特定河川国道事務所が、特定地内国道42号沿線の特定個所において、再三落石・土砂崩れ等による国道42号への崩落を総務省行政評価局からの通報等により確認しておきながら、何ら対応をすることもなく「安全だ。」として、放置し続けている同河川国道事務所責任者の氏名及び役職が分かる情報。
- 2 特定河川国道事務所が、特定地内国道42号沿線の特定個所において、再三落石・土砂崩れ等による国道42号への崩落を総務省行政評価局からの通報等により確認しておきながら、何ら対応をすることもなく「安全だ。」として、無視し続けている同河川国道事務所責任者の氏名及び役職が分かる情報。